

国立大学法人大分大学におけるグローバル感染症研究センター及び研究マネジメント機構
の設置に伴う関係細則の整備に関する細則

令和3年9月28日制定
令和3年細則第19号

(国立大学法人大分大学における総務部長及び学生支援部長の業務の取扱いに係る関係細則の
整備に関する細則の一部改正)

第1条 国立大学法人大分大学における総務部長及び学生支援部長の業務の取扱いに係る関係細
則の整備に関する細則(令和3年細則第11号)第2条第2項第5号を削り、第6号から第9
号を1号ずつ繰り上げる。

(国立大学法人大分大学教員のサバティカル制度に関する細則の一部改正)

第2条 国立大学法人大分大学教員のサバティカル制度に関する細則(平成24年細則第27号)
第2条第3号の規定中「全学研究推進機構運営会議」を「グローバル感染症研究センター運営
委員会、研究マネジメント機構運営会議」とする。

(国立大学法人大分大学管理職手当支給細則の一部改正)

第3条 国立大学法人大分大学管理職手当支給細則(平成16年細則第3号)別表第1の表中「医
学部附属病院」の項の次に次のように加える。

グローバル感染症研究センター	センター長	Ⅲ種
----------------	-------	----

(国立大学法人大分大学本給の調整額支給細則の一部改正)

第4条 国立大学法人大分大学本給の調整額支給細則(平成16年細則第12号)第2条の規定
中「全学研究推進機構」を「研究マネジメント機構」とする。

(国立大学法人大分大学職務発明等における相当の利益に関する細則の一部改正)

第5条 国立大学法人大分大学職務発明等における相当の利益に関する細則(平成30年細則第
12号)第2条第3項の規定中「大分大学産学官連携推進機構発明審査委員会」を「大分大学
研究マネジメント機構産学官連携推進センター発明審査委員会」とする。

(国立大学法人大分大学研究コンサルティング実施細則の一部改正)

第6条 国立大学法人大分大学研究コンサルティング実施細則(令和2年細則第28号)につい
て、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 第4条第1項の規定中「大分大学産学官連携推進機構コーディネーター」を「大分大
学研究マネジメント機構コーディネーター」とする。
- (2) 第5条第1項の規定中「大分大学産学官連携推進機構長」を「大分大学研究マネジメ
ント機構産学官連携推進センター長」とする。

(国立大学法人大分大学旅費細則の一部改正)

第7条 国立大学法人大分大学旅費細則(平成16年細則第27号)について、次の各号に掲げ
るとおり改正する。

- (1) 別表第1中「福祉健康科学研究科長」の項の次に次のように加える。

グローバル感染症研究 センター長	(1) グローバル感染症研究センターの職員に発する旅行命令 (2) グローバル感染症研究センターの用務に係る前号以外の 職員に発する旅行命令 (3) グローバル感染症研究センターの用務に係る役職員以外 の者への旅行依頼
---------------------	---

(2) 別表第1中「教育マネジメント機構長」の項の次に次のように加える。

研究マネジメント機構長	(1) 研究マネジメント機構の職員に発する旅行命令 (2) 研究マネジメント機構の用務に係る前号以外の職員に発する旅行命令 (3) 研究マネジメント機構の用務に係る役職員以外の者への旅行依頼
-------------	---

(3) 別表中「産学官連携推進機構長」の項、「国際教育研究推進機構長」の項及び「全学研究推進機構長」の項を削る。

附 則

この細則は、令和3年10月1日から施行する。